

作業環境測定：留意点〔特殊健康診断ばく露情報〕

環境・健康

「砒素及びその化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」および「ニッケル化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」では、一次健康診断結果の判断について、当該労働者の過剰なばく露が疑われる状況の1つとして『当該労働者が主に従事する単位作業場所における作業環境測定結果が管理区分2又は3である』ことを示しています。

作業環境測定結果を特殊健康診断等でばく露の情報として利用する場合は、下記表に示す作業環境測定の特性と留意点について配慮し、状況によっては作業環境測定を補完するための個人ばく露モニタリング等の測定を実施する必要があります。

作業環境測定の特性と留意点

特 性	留 意 点
作業環境濃度の測定	作業環境測定に反映されにくい局所的なばく露
定常作業時に測定	非定常作業時でのばく露 トラブル時の設備内立入時等のばく露 (作業環境測定の対象外作業時でのばく露)
測定の時間的制約	測定とタイミングが合わない間けつ作業などでのばく露
各測定点が固定	同一作業者の複数の作業場所での累積ばく露 発散源とともに移動する作業での過小評価
短時間作業	個人ばく露濃度に対し過大評価 (8時間時間加重平均濃度など)
保護具使用の効果	作業環境測定に反映されない

※ 令和3年4月1日から、個人サンプリング法による作業環境測定が一部の作業で先行導入されました。

kes サポート

課 題	k e s サポート
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)